

令和4年度公益財団法人ソフトピアジャパン 地域企業 DX 推進支援事業
「新規事業創出 DX 人材育成研修講師業務」仕様書

令和4年度 公益財団法人ソフトピアジャパン 地域企業 DX 推進支援事業「新規事業創出 DX 人材育成研修講師業務」の実施について、公益財団法人ソフトピアジャパン（以下「甲」という。）は、請負人（以下「乙」という。）が請負うべき講師業務の仕様を次のとおり定める。

1 業務の目的

本業務は、別表に定める研修目的を実現するために行う研修をより効果的に行うため、乙が講師業務を請け負うものとする。

2 業務名

令和4年度公益財団法人ソフトピアジャパン 地域企業 DX 推進支援事業「新規事業創出 DX 人材育成研修講師業務」

3 業務期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

4 業務の内容

(1) 乙は、研修日程、研修時間、研修内容等について、甲の指示に基づき実施しなければならない。主な項目については、別表のとおりとする。

(2) 甲は、集合研修として実施することを基本とするが、新型コロナウイルス等感染症の影響等によりオンライン研修、または集合とオンラインのハイブリッド方式の研修を実施することがあるものとする。

5 開催日及び実施場所

甲は、研修の開催日、開催時間及び実施場所について、乙が決定後速やかに甲乙協議を行い決定するものとする。

6 教材について

乙は、研修で使用する受講者数分+財団用1部の教材（テキスト、補助教材等）を準備するものとする。

7 機材について

甲は、研修で使用する機材のうち、マイク、レーザーポインター、ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン（プロジェクター投影用）を準備するものとする。その他の研修実施に必要な機材等は乙が準備するものとする。

8 受講者の募集等

甲は、研修の受講者の募集、受講者受付等を行うものとする。

9 業務遂行の条件

(1) 乙は、業務に誠意をもって従事するものとし、令和4年度公益財団法人ソフトピアジャパン 地域企業 DX 推進支援事業「新規事業創出 DX 人材育成研修講師業務」における必要かつ十分な知識と経験を有する業務従事者を選任すること。

(2) 甲は、別表の募集人数について最少催行人数に達しない等の場合は、当該研修を実施しない場合がある。研修を実施しない場合は、本業務の契約金額を甲は支払わないものとする。なお、研修の実施の可否及び新型コロナウイルス等感染症の影響等によるオンライン

研修、または集合とオンラインのハイブリッド方式の研修の実施については、当該研修開始日の原則14日前までに乙に指示するものとする。

(3) 乙は、DX推進及び新規事業創出に関する専門的な知識・経験・ノウハウ等を有する講師を選任すること

1.0 業務実施体制

乙は、契約締結後、速やかに本業務の実施に関する連絡担当者を1名選任すること。

1.1 報告書類について

乙は、業務終了後、速やかに「研修実施報告書」（様式は問わない。講師から見た所感・今後の課題等について記載）及び「業務完了届」を提出すること。

1.2 支払条件等

(1) 甲は、本業務の契約金額の支払いは業務終了後に支払うものとする。

(2) 甲は、乙から正式な請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

1.3 業務の適正な実施に関する事項

(1) 法令等の遵守

乙は、本業務を行うにあたり適用される法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再請負の禁止

乙は、乙が行う本業務を一括して第三者に請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、甲と協議のうえ、その一部を請け負わせることができる。

(3) 個人情報

乙が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

(4) 守秘義務

乙は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

(5) 知的財産権の取り扱い

乙は、本業務の実現のために必要な乙が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、乙の責任により対処することとする

1.4 業務の継続が困難となった場合の措置について

甲との契約期間中において、乙による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、甲は契約の取消しができる。この場合、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。なお、次期請負人が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、甲及び乙双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議

が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、請負期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期請負人に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供するものとする。

1.5 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。

(2) 履行期間の延長

乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

1.6 その他

本仕様書に明示なき事項、または事業遂行上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別表

項 目	内 容
業務名称	令和4年度公益財団法人ソフトピアジャパン 地域企業 DX 推進支援事業 「新規事業創出 DX 人材育成研修講師業務」
研修目的	<p>本研修は、DX 推進人材を育成するため、中小企業等の IT 技術者や DX 推進担当者等を対象に、デジタル技術を活用した新規事業創出のため「事業アイデア創出」、「新規事業シナリオ策定」、「新規事業戦略策定」等の経営力向上に資する知識や手法を講義、演習により学習し、具体的な事業計画に落とし込むため6日間の実践的な研修を実施する。</p> <p>本研修により、DX 推進のための新規事業創出を強力に牽引できる人材として育成し、中小企業等の DX 推進を図ることを目的とする。</p>
受講対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の IT 技術者等 ・ 中小企業の DX 推進担当者等
募集人数	20名程度（対象企業数：10社程度を想定） （最少催行人数：10名（対象企業数：5社程度を想定））
研修日程	令和4年11月～令和4年12月 全6回以上開催するものとする。 <開催日（予定）> 令和4年11月 8日（火）、15日（火）、22日（火）、12月6日（火）、13日（火）、20日（火）
研修時間	平日：10：00～17：00を原則とする。 （昼食休憩：1時間、及び適宜取る休憩時間を含む）
受講料	無料
講師体制	<p>講師1名以上、サブ講師又はアシスタントを配置し、講義及び演習を含めた実践的な研修を実施すると共に受講者の理解度を確認しフォローが行える体制とすること。</p> <p>（新型コロナウイルス等感染症の影響等により、オンライン研修、または集合とオンラインのハイブリッド方式の研修を実施する体制も考慮すること）</p>
実施場所	ソフトピアジャパン ドリーム・コア 3F 研修室 （岐阜県大垣市今宿 6-52-16） （新型コロナウイルス等感染症の影響等によりオンライン研修、または集合とオンラインのハイブリッド方式の研修として実施する場合は、乙の事業所等から配信を行う）

研修内容	<p>●研修テーマ</p> <table border="1" data-bbox="435 212 1366 712"> <tr> <td data-bbox="435 212 1366 331"> <p>【事業アイデア創出】</p> <p>1. 新規事業アイデアの創出方法</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 331 1366 499"> <p>【新規事業シナリオ策定】</p> <p>2. 新規事業アイデアの競争戦略</p> <p>3. ビジネスモデル設計方法</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 499 1366 712"> <p>【新規事業戦略策定】</p> <p>4. マーケティング戦略</p> <p>5. 実行計画・事業計画の策定</p> <p>6. 実践手法・プレゼンテーション</p> </td> </tr> </table>	<p>【事業アイデア創出】</p> <p>1. 新規事業アイデアの創出方法</p>	<p>【新規事業シナリオ策定】</p> <p>2. 新規事業アイデアの競争戦略</p> <p>3. ビジネスモデル設計方法</p>	<p>【新規事業戦略策定】</p> <p>4. マーケティング戦略</p> <p>5. 実行計画・事業計画の策定</p> <p>6. 実践手法・プレゼンテーション</p>
	<p>【事業アイデア創出】</p> <p>1. 新規事業アイデアの創出方法</p>			
<p>【新規事業シナリオ策定】</p> <p>2. 新規事業アイデアの競争戦略</p> <p>3. ビジネスモデル設計方法</p>				
<p>【新規事業戦略策定】</p> <p>4. マーケティング戦略</p> <p>5. 実行計画・事業計画の策定</p> <p>6. 実践手法・プレゼンテーション</p>				
<p>●研修テーマ毎に、以下の内容を取り込んだものとし、受講者の習得度を高め、実践力を強化する工夫をすること</p> <p>【事業アイデア創出】</p> <p>1. 新規事業アイデア創出</p> <p>DXの基礎を理解し、それを支える技術との関係性を学び、デジタル技術を活用した新規事業の創出に必要なビジネスアイデアを選定する。</p> <p>【新規事業シナリオ策定】</p> <p>2. 新規事業アイデアの競争戦略</p> <p>事業アイデアの競争戦略策定方法を理解し、自己を取り巻く業界の構造や競争を分析し、選定した新規事業アイデアの戦略を策定する。</p> <p>3. ビジネスモデルの設計方法</p> <p>ビジネスモデルの基本構造を理解し、策定した新規事業アイデアの戦略に有効なビジネスモデルを設計する。</p> <p>【新規事業戦略策定】</p> <p>4. マーケティング戦略</p> <p>マーケティング戦略の基礎を理解し、設計したビジネスモデルのマーケティング戦略を立案する。</p> <p>5. 実行計画・事業計画の策定</p> <p>立案してきた新規事業の実現のため、計画を具体化し、迅速かつ漏れのない事業計画書を作成する。</p> <p>6. 実践手法・プレゼンテーション</p> <p>第三者（意思決定者を含む）に対して、作成した事業計画書の内容と結論を訴求する実践的なプレゼンテーション能力を身に付ける。</p>				

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得たうえで収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10 甲は、乙が契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。